

昭和44年4月1日現在(推計人口)

	本月	前月比
男	28,528	33増
女	27,368	28増
計	55,896	61増
世帯数	18,965	3増

粕江町広報

第110号 発行 昭和44年5月1日 粕江町役場 (480) 1181 (代)

粕江町役場(夜間専用)

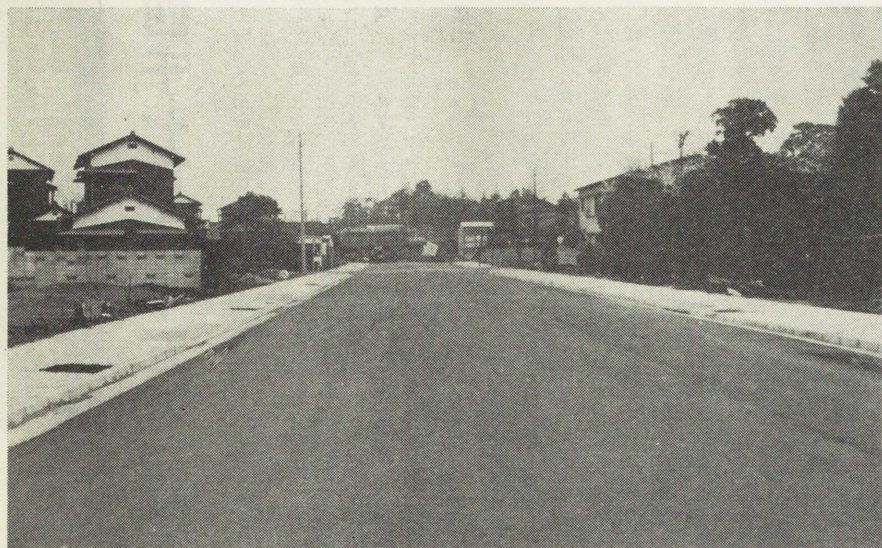
電話 (480) 1181

粕江町水道課事務所

電話 (480) 0201

粕江消防署

電話 (480) 0119



町全域を公共下水道に

建ぺい率引上げは見送り

東京都市計画地方審議会(会長美濃部知事)は、四月十日に東京会館で開かれ粕江町の関係では多摩川流域下水道計画、粕江町下水道の変更が決定されました。また三多摩共通の念願であった建ぺい率(空地地区の変更)の引上げは保留となりました。

多摩川流域 下水道計画

北多摩地区の市街化に対処し、環境衛生の改善をはかるため、昭和四十三年に決定された流域下水道計画に基づく事業決定です。

そのうち粕江町に關係のある野川流域は、排水面積四千三百九十ヘクタールで、粕江、調布、三鷹、武蔵野、小金井の五市一町におよぶもので、和泉幹線と六郷幹線を施

粕江町下水道の変更

従来、粕江町は、都市下水道として町全域を計画決定し、そのうちの一部が事業決定されていたもので、現在まで和泉幹線と六郷幹線を施

建ぺい率の引上げ

三多摩地区の急激な人口の増加に伴い住宅開発が地価の高騰にもかかわらず進められている現在延べ二〇パーセン

東京都市計画
地方審議会

トから三〇パーセントとわめて低い建ぺい率(空地地区指定で一種から九種まで)を引き上げるために空地地区指定の変更が提案されましたが、今回の改正は二三区内のみです。建設省では三多摩にあっては新都市計画法との調整を図りながら検討するということになり、実現は六月以降に持ちこされました。

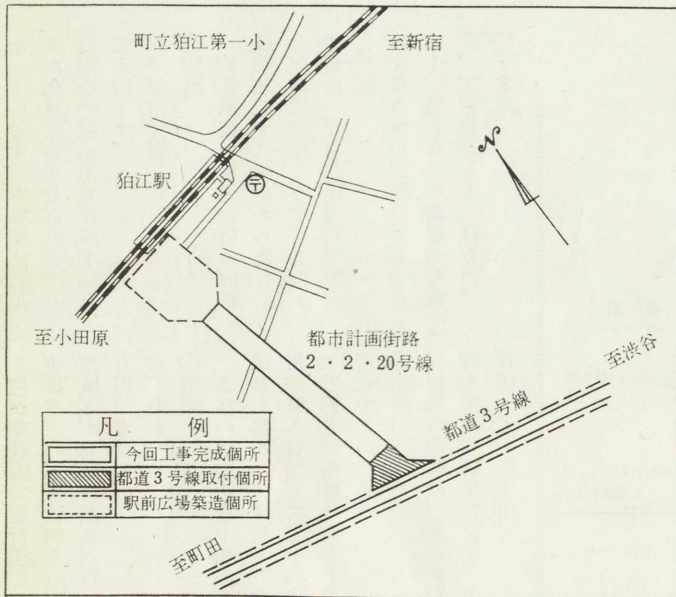
なお、新都市計画法では、都市周辺のスプロール化(無秩序な開発)を防ぐための市街化区域と市街化調整区域に分けられます。市街化区域は、今後十カ年を目標に計画的に公共投資し市街化をはかる区域です。市街化調整区域は、調整をきびしく規制し、市街化を抑制する区域です。

都市計画街路

粕江駅南口線 ほぼ完成

ほぼ完成

調布都市計画街路二等大路 第二類第二十号線(粕江駅南



口線)は、昭和三十九年一月に建設大臣の許可を受けて事業に着手しましたが、土地と物件を所有しているかたがたのご協力によりほぼ終了しました。

これに基づいて清水川を暗きょ排水にする工事が昨年十一月に完成し、街路築造と舗装工事の一部(延長百六十四メートル、幅員十六メートルうち車道十一メートル、歩道二側各二・五メートル)を昨年十二月に着工しこのほど完成しました。

引き続き都道三号線(世田谷、町田線)に接続する部分と駅前広場の街路築造、と歩道の完成は六月末になる予定です。

なお、駅前広場の舗装工事は、六月に着工する予定です。付近の住民の皆さんや通行のかたがたにはたいへん迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

5月11日から20日まで

春の交通安全運動

交通事故に備えて
交通災害共済に
加入しましょう

交通事情の複雑化に伴い、交通事故も日ごとに増加の傾向をみせ、いまや交通戦争の時代とまでいわれるように、わたくしたちの回わりは悲しい危険にさらされています。

特に、この交通安全事故は急激にふえ、昭和四十三年中の東京都の統計をみますと、百八十四人に一人の割合で交通事故にあっており、罪のないことも交通事故から守るといふことは、一刻の猶予もゆるされない事態となっています。

町では、これら交通安全防止を図るため、交通安全施設の拡充を行ない、本運動期間中は広報活動などを推進して行く予定です。また、万一事

町民の声を聞く会を実施 5月21日 第一小学校で

町では、町民の皆さんの苦情、要望などを住民相談室を設け積極的に処理しています。しかしながら役場にこられない町民の皆さんにも町の行政に対していろいろなご意見をお持ちのこととおもいます。そこで、町長が直接皆さんの声を聞いて、明るく住みよい町づくりに反映させるために「町民の声を聞く会」を実施します。

日時 五月二十一日(水)
午後二時三十分～四時三十分
場所 第一小学校

なお、雨天の場合でも行ないます。また、当日はだれでも出席できますからお気軽に出席してください。

行政苦情相談員に 宮崎武雄氏が再任

三月三十一日付で任期満了になっていた行政苦情相談員に宮崎武雄氏が再任されました。四月一日から町民の皆さんの相談をしています。

投票箱

「町民の声」を
設ける

「標語」
運転者の皆さんへ
「急停車されても
よい距離よい速度」
歩行者の皆さんへ
「親がまず手本を示そう
正しい横断」

昭和四十四年度予算決まる

予算 総額 十二億四千七百八十五万二千円

昭和四十四年度予算は三月の町議会第一回定例会に提案し議決されました。これによると予算総額は十二億四千七百八十五万二千円で前年度に比べて二四、三パーセント（三億三千九百六十六万六千六百六十六円）増額となりました。これを会計別に見ると一般会計は九億七千三百九十九万四千円（二億三千八百八十六万六千六百六十六円増）、国民健康保険事業特別会計は一億四千五百四十六万六千六百六十六円（四億九千九百九十九万七千七百七十七円増）、農業共済事業特別会計は百九十七万七千七百七十七円（四十四万七千七百七十七円増）、交通災害共済事業特別会計は五十一万一千七百七十七円（百七十四万四千四百四十四円減）、水道事業会計は一億二千七百八十一万四千四百四十四円（一千三百九十一万二千二百二十二円増）となっています。

一般会計

歳入 歳入はグラフで示すとおりです。本年度のおもな事業はつぎのとおりです。

一、学校関係

○第二小学校の改築と第三小学校の増築

両校とも昨年度に着工しこの五月に完成しますがこの工事費は今年度計上しています。第二小学校の改築工事費は古くなった木造校舎の解体工事費と合わせて七千五百五十万円、第三小学校の増築工事費は二千六百十万円です。

○第四小学校にプールのろ過機を設置

昨年度に失業対策事業で施工したプールに今年度のろ過機を設置するもので、この工事費が百三十万円です。

○第五小学校にプールを築造

失業対策事業で今シーズン使えるように施工する予定です。同時にろ過機も設置します。この工事費が二百三十万円。

二、交通安全施設

交通安全対策として警戒標識、カーブミラー、ガードレールなど安全施設の整備として二百二十六万円。

三、福祉施設

地域住民の福祉の向上を図るために地域福祉センター（一か所）を建設します。この工事費と関係費用が五百八十四万円です。

四、清掃

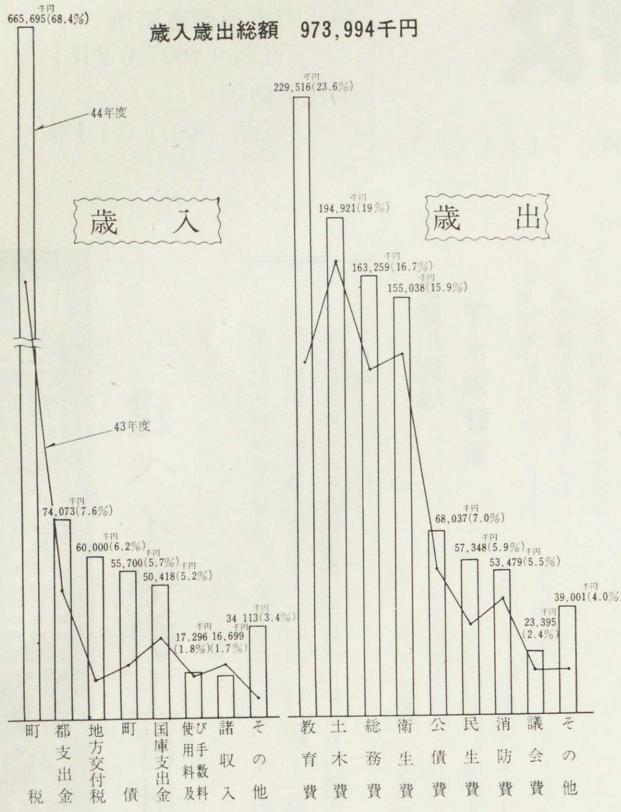
し尿とごみの処理費は人口の増加に伴い、年々増加と

前年度の当初予算に比べ二億三千八百八十六万六千六百六十六円増額となりました。増収のおもなものはつぎのとおりです。町税一億二千六百九十三万七千七百七十七円、自動車取得税交付金一千九百四十五万七千七百七十七円、地方交付税 四千六百万円、国庫支出金 一千九百四十二万六千六百六十六円、都支出金 二千五百六十三万八千七百七十七円

歳入の内容はグラフで示すとおり大半が町税です。

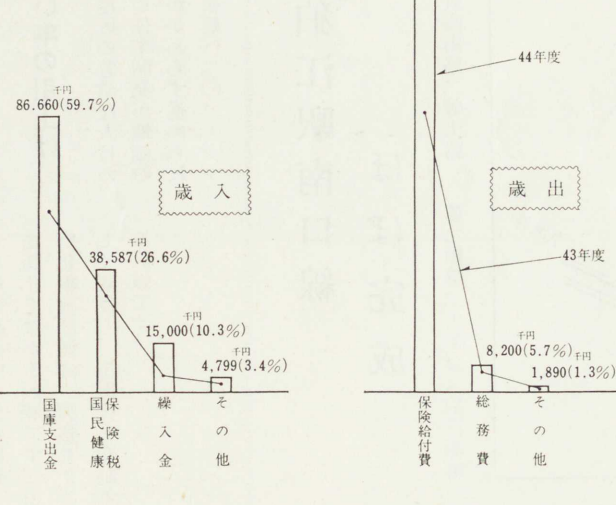
昭和44年度一般会計予算

歳入歳出総額 973,994千円



昭和44年度国民健康保険特別会計予算

歳入歳出総額 145,046千円



国民健康保険事業 特別会計

国民健康保険事業特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ一億四千五百四十六万六千六百六十六円（前年度に比べて四十九万二千七百七十七円の増額）となりました。なお款ごとに見ますとつぎのとおりです。

歳入 国・都支出金は九千九百一十千円で歳入総額の六二パーセントを占め国民健康保険事業の大きな財源となっています。その他一般会計から一千五百百円の繰入金、諸収入、繰越金、使用料および手数料で百三十六万八千円となります。

歳出 総務費は八百二十万円で歳入総額の五・七パーセントとなりますが、この経費は職員の人件費、物件費がおもなものです。

保険給付費は一億三千四百九十五万六千六百六十六円で、歳入総額の九三パーセントを占め、国民健康保険事業特別会計の最大の支出となります。

なっています。本年度は前年度に比べて一千七百六十二万六千六百六十六円の増額（一億一千五百四十二万六千六百六十六円）です。

五、都市計画

○街路

狛江駅前と都道を結ぶ街路は昭和三十八年度から施行し今年度で完成します。この工事費は一千三百三十万円です。

○公園

和泉多摩川公園のテニスコート、遊具などの施設の整備費、工事費として三百万円。

○下水道

三か年計画で施行予定の覚東排水区の工事費四千万円と流域下水道の負担金八百八十八万六千六百六十六円です。

六、土木

○道路

道路の舗装新設十九路線、改修七路線の工事費と、道路用地購入費などで五千八百一十二万円と道路維持費として八百七十万円です。

○小河川

河川の改修は、補助岩戸川、清水川、和泉川などで一千四百四十五万円です。

債務負担で施行する事業

今年度に着工して来年度以降支払いを必要とする事業はつぎのとおりです。

第一小学校の改築、五千三百四十八万円

第四小学校の増築、四千五百六十二万円

第五小学校の増築、二千三百一十一万円

第二中学校の増築、三千五百九十二万円

いずれも児童生徒が増加し教室が不足するために増築をするものです。

とんが保険給付費にあてられています。

保健施設費は百四十七万四千七百七十七円、保健婦の人件費と物件費です。

公債費・諸支出金・予備費は合計で四十一万六千六百六十六円です。全体に対する割合は〇・二八パーセントとなります。

交通災害共済事業 特別会計

家屋の現況調査に ご協力ください

ことしの一月二日以降に、新築、増築、または改築をされたお宅に課税課税課税員が現況調査にお伺いします。この調査は、工事に使用した参考資料がありましたらお見せください。

課税課税課税員は、町で発行した評価補助員証を携帯していますので、ご不審の点がありましたら証明書の提示を求めさせていただきます。

なお、ことし中に家屋の取りこわし、売買などによる所有者の変更（未登記の家屋）そのほか所有者の死亡による相続人代表者の設定、または変更があったかた、納税管理人の変更または管理人をあらたに設定する必要があるかたは、ただちに印鑑をもって課税課税課税員まで必ず届け出てください。

今月は 国民健康保険税 第一期分を 納める月です

窓口申請手続き ご案内 (その八)

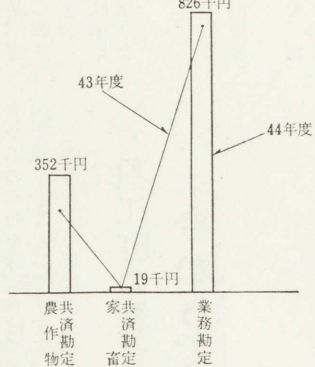
- 妊娠届（母子健康手帳交付申請）
- 印鑑を所持してください。
- 用紙は住民課の窓口や診察を受けた病院にあります。診察を受けた病院などの住所、氏名をメモしてきてください。
- 母子養育強化食品（粉ミルク）の申請
- 印鑑と母子健康手帳を所持してください
- 対象者は生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割世帯（ただし町民税均等割世帯のかたは、医師が支給を必要と認めたかた）
- ごみ・し尿処理の申し込み
- 印鑑を所持してください
- 自宅付近の略図を書いていただきますので、目標物をメモしてきてください。
- 飼育犬の登録申請
- 生後九十日以上および飼育開始してから三十日以内に登録してください。
- 登録には飼育主の印鑑と、登録手数料三百円が必要です。なお登録のさい犬の名まえ、生年月日、種類、性別、毛色、飼育開始年月日などが必要です。からメモしてきてください。また鑑札と注射済証は、首輪に必ず付けておいてください。
- 廃犬届
- 飼育犬が死んだり、いなくなったりした場合には、廃犬届をしてください。届けには印鑑と鑑札を所持してください。

農業共済事業
特別会計

農作物が災害を受けて減収したり、家畜が病気や事故を起したとき、被害を受けた

昭和44年度農業共済事業特別会計予算

(農作物共済勘定) 歳入歳出総額 352千円
(家畜共済勘定) 19千円
(業務勘定) 826千円
歳入歳出総額 1,197千円



農家に共済金を支払う制度が農業共済事業です。農業共済事業特別会計予算は、歳入については、都の補助金、賦課金(加入者から徴収)一般会費からの繰入金などがおもなものです。歳出については、共済事業を

水道事業会計

水道事業会計予算は、企業会計を採用し「営業予算」と「建設予算」に大別されます。

本年度の水道事業会計予算のあらましはつぎのとおりです
一、営業予算(収益的収入および支出)
収益的収入
一億六千九百六十四千円
収益的支出
一億六千九百六十四千円

行なうための事務費、人件費と損害賠償費がそのおもなもので、総額で百九十七千円です。

二、建設予算(資本的収入および支出)
資本的収入
二千五百万円
資本的支出
四千三百二十二万一千円

収入と支出の差額、二千三百七十一万一千円は、収益的支出の内部留保資金と前年度の内部留保資金(減価償却費)残高で充当します。

支出においては、借入金利子三千五百二十四万九千円、原水および浄水費一千六百三十六万四千円、受託給水工事費一千二百三十四万五千円、減価償却費二千三百六十一万二千円、その他となっております。

二、資本的収入および支出
五か年計画による水道事業は、実質的に昭和四十三年で終了しましたが、人口の急増および生活環境の向上に伴い使用水量の急増が見込まれるため、三か年計画(四十四年から四十六年まで)による第一次拡張計画事業に基づき

初年度にあたり、第二配水池築造工事を行ないました。これに見合う収入のおもなものは企業債二千万円、その他となっております。支出においては、新設事業費二千六百二十三万円、量水器購入費三百二十五万一千円、借入金の償還元金一千三百三十三万一千円、その他となっております。

水道事業の建設資金は、政府からの借入金が大部分で約九五パーセントにあたるため年々元利償還に追われている現状です。本年度の予算から算出した給水総原価は、一立方メートル約三十二円で、料金の一立方メートル当り二十五円より七円高くなります。

当町は年々人口の急増で諸施設の整備が実情に追いつかない状態を繰り返しています。この状態は今後もなお続くものと思えます。本年度予算はこのような状態に対処するための緊急の施策を優先して取り上げ年度間予算としての歳入、歳出の見込みによって当初予算を編成しました。

都市街路の整備
小田急狛江駅前広場と街路の整備は、本年度に全部完成

また、和泉多摩川の河川敷を利用した設置を予定している公園は本年度国庫補助事業として実施し、町民の健全な遊び場、憩いの場として完成する予定です。

道路施設の整備
土木費は道路の舗装、改修など住民のかたの要望が極めて多いのですが満足する事業量が当初から見込みできない現状です。わたくしとしては、今後本年度内に財源の確保ができたときに優先して処理する方針です。

国民健康保険には療養費給付の急激な増加のため財源的には極めて苦しく給付費に対する補助金の増加を強く要望しています。

住民福祉の増進と住みよい町づくりの目標達成に全力

町長 富 永 和 作



福祉関係では各種の要望が出されていますが本年度は住民のかたが気軽に利用できる地域福祉センター(五十坪程度)を一か所建設します。これは社会教育の場として公民館、住民の利用に必要な市民会館の施設の整備を住民のかたから要望されていたものですがその実現までに若干の時間を要し、またそのような施設が町の中央的な地域にでき

立外保育園に対する運営費援助の増額、老人の高令者に対する敬老金の支給制度の制定などを配慮しています。

以上、予算に関連した事業と若干の事務的内容について申し上げましたが事務の遂行にあたりましてはわたくしの方針として親切をモットーとし創意と熱意で物事を処理することを徹底し、制度的に改正すべき点は改善して職場環境を整備するとともに課長以下自主的な判断の範囲を広げ明確にして住民サービスに徹していきたいと思ひます。

校舎の建築は生徒の増加を握して、不足教室の増加と危険校舎の改築を実施します。すでに第二小学校の改築、第三小学校の増築を債務負担で実施中ですが引き続き第四小学校、第五小学校、第二中学校の増築、第一小学校の改築を財源確保の關係から昭和四十五年度の債務負担で実施します。このために本年度一部プレハブ教室を採用し一時的措置をいたしました。

プールの築造は第五小学校を残すのみとなっていますが、従来と同様失業対策事業として、ことしの夏に使用できるよう工事を行ないます。また、プールのろ過装置は新

下水道の着手と公園の設置を決定しました。この事業は町全域の環境構造を革新する大事業で多額の費用と相当長期の年月を要するので、本年

交通安全対策はガードレール、交通標識などを引き続き整備します。消防施設は無線装置の整備、貯水槽の増設、分団機具の整備を計画的に実施していきます。

水道の料金格差、今後検討水道の拡張事業は認可申請中です。料金は三多摩格差是正の政治的配慮の影響が非常

税の出張徴収

国民健康保険税第一期の出張収納をつぎのとおり行ないますのでご利用ください。

月日	時 間	場 所	区 域
五月 二十八日 (水)	午前九時三十分 至十一時三十分	和泉 名古屋商店本店前	上和泉
	午後二時 至四時	都宮住宅集会所 小足立	上和泉
五月 二十九日 (木)	午前九時三十分 至十一時三十分	岩戸 慶寺 前	岩戸
	午後二時 至四時	覚東 千手院 前	覚東
五月 三十一日 (土)	午前九時三十分 至十一時三十分	岩戸 明静院 前	岩戸
	午後二時 至四時	覚東 天理教々会前	覚東
五月 三十一日 (日)	午前九時三十分 至十一時三十分	岩戸 消防詰所前	岩戸
	午後二時 至四時	覚東 下和泉寺前	覚東

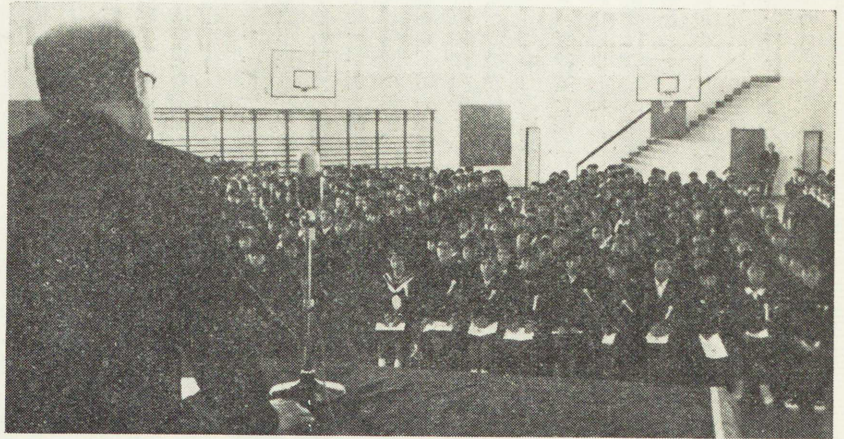
お米は町内のどの販売店でも買えます

最近、米穀需給の緩和の状況に既応して、米穀の配給について、昭和四十四年三月十八日に食糧管理法施行令の一部が改正され、四月一日から施行になりました。

消費者と小売販売業者との間の結び付き登録の廃止
これは消費者の利便を図り、あわせて消費者の自由な選択を通じて小売販売業者相互間に適正な競争を導入するため、消費者と小売販売業者との間の結び付き登録を廃止するものです。
これにより、きょうから消費者は同一市町村(事業区域)内のどの小売販売業者からでも、米穀購入通帳で米穀を購入することが出来ます。

二、消費者保護対策の強化
これは、従来から実施してきた集中精米・小袋詰配給・販売伝票の添付・米穀販売業者に対する業務監査などについていっそうその強化推進を図ることです。
三、米穀販売の近代化の推進
米穀流通の合理化、近代化を図り、あわせて適正な配給の確保に資するため、引き続き集中精米の促進を図るための措置を推進するほか卸売業者の合併を指導するものです。
以上、改正点のおもなものを列挙しましたが、食糧庁、東京都および町においては配給精米の品質確保措置の体系化を図るため、今後従来から実施している配給精米検討会のほかに小売販売業者の立入監査、および巡回指導による配給業務・配給米の品質・量目確保に関する指導などを行ない、消費者に対する米穀配給の改善の主旨を充実したいと思ひます。

小・中学校の入学式終わる



校長先生の話聞く新入生

新入学児童

前年より
百五十六名増加

各小学校の入学式は四月七日いっせに行なわれました。新入学児童数は、第一小学校百五十七名、第二小学校百

九十八名、第三小学校二百二十六名、第四小学校百六十三名、第五小学校百四十五名で前年に比べ百五十六名ふえています。

良い講師、親切な指導で実力がつく

成人教室へどうぞ

狛江町民のかたならだれでも参加できる成人教室は、実社会で役だつ技術や、豊かな知識、教養を身につけていただくために、本年度も各種講座を予定しています。五月から近代孔版講座と趣味の講座の二つを開講します。どうぞお申し込みください。

家庭でできる謄写技術

近代孔版講座

家事がらくになり余暇がふえています。しかし家計がもう少し...と思っているかた、あるいは団体活動などに...と考えているかたのために、謄写版技術の講座を開きます。もちろん基礎から講習します。ので、初心者受講を歓迎します。

期日 五月十三日～七月十五日、毎週火曜日、午前

生活を色どる趣味の講座

日々の生活に色どりをそえたいとお思いのかたは、つぎのように趣味の講座を開きます。【日程と内容】

1	五月九日(金)	オリエンテーション
2	十六日(金)	七宝焼 ブローチ タイピン 材料費六〇〇円程度
3	二十三日(金)	ろうけつ染め のれん ナフキン 材料費四五〇円程度
4	三十日(金)	ペンダント 彫刻刀 材料費二〇〇円程度
5	六月六日(金)	彫 玉子立て 彫刻刀 材料費一〇〇円程度
6	十三日(金)	
7	二十日(金)	
8	二十七日(金)	

恵まれない小、中学生に

学童服、運動衣購入費が支給

東京都では「こどもの日」に日ごろ恵まれない小・中学生に学童服、運動衣購入費が贈られます。

支給対象者
四月一日現在、生活保護法による被保護世帯に属する世帯員で、かつ、同日以降も引き続き保護を必要とする世帯員で小、中学校に在学中の児童、生徒です。

支給金額 ○学童服購入費 小学校二年から六年に在学する児童 ひとり当り、三千元
○運動衣購入費 小学校に在学する児童 ひとり当り、千円
中学校に在学する生徒 ひとり当り、千円

支給方法 東京都から狛江町をとおして世帯主に對して支給されます

消費者モニターを募集

「かしこい消費者」戦後二十数年を経た今日の消費生活は一年ごとに変化し、だんだん新しい物資が市場に出回ってきています。消費者はそれらの物資の性格や量目、品質、鮮度、価格などをどうしても知っておかなければなりません。町では国や都の方針に基づいて本年度から消費者モニター制度をとってより良い生活環境を作っていくため、消費者モニターを募集します。ご希望のかたはふるってご応募ください。目的 消費者行政に対する意見、要望などを広く町民の婦人の皆さんから集め、これを行政に反映させようとするためです。

募集人員 十五名
応募資格 狛江町に住んでいる二十歳以上の婦人
仕事の内容 年五回程度町から送付するアンケートに回答する。自主的に判断し消費者行政についての情報、要望、意見などを報告する。

謝礼 薄謝をさし上げます。申し込みの方法 申込書を産業課へ記入のうえ申し込みます。

受付期間 四月二十日～五月十五日
モニターの決定 地域、年齢などを参考にして選考し、結果をそれぞれ通知します。(定員内に選考します)

申込み先および連絡先 産業課

フォークダンスのつどい

五月十日(土) 午後七時
狛江町集会所 ホール
今月のうたをおたのしみに
どなたも どうぞ



いぬの図書館

本をお貸しします
毎週 火・金曜日
午前九時～
午後四時三十分
狛江町集会所 図書室



春の大そうじ

5月10日から16日まで

みんなで町をきれいに

美しい町、住みよい町、こ
としも春の大そうじをつぎの
とおり実施します。

実施期間

五月十日(土)～五月十六
日(金)

実施内容

一、各家庭、衛生協力会、地
域団体などで、この期間中
に一定の日を定めていっせ
いに実施してください。

二、大そうじによって出た家
庭内のごみや、不燃物はつ
ぎのように出してくださ
い。

ごみ類については、でき
るだけ自家処分し、処分の
できないものは町会などで
指定した場所に出してくだ
さい。

不燃物類については、燃
えるごみと、はっきり区別
して出してください。

三、大そうじによって出た側
溝などの汚土は、水分がよ
く切れてからご連絡くだ
さい。

日赤社員増強運動

きょうから始まる

「日本赤十字社員増強運
動」は、きょうから三十一日
まで全国いっせいに進めら
れます。

赤十字社の事業は災害救護
血液事業、保健衛生、その他
数多くの事業を人類愛による
世界平和と人々の幸福を念願
しつつ奉仕活動を行なってい
ます。

社員増強運動の目的である
これらの事業基金を確保する
ために、期間中協力員が各家
庭にうかがってご賛助をお願
いすることになっています。

交通遺児

手当金が支給

申請はお早めに

東京都では、きょうから交
通事故で、生計の中心者であ
る父、母などが死亡したり、
働けないような状態になった
とき、都内に住んでいるかた
で、義務教育終了前の交通遺
児を保護するかたに手当が支
給されます。

児童ひとりにつき二千元、三
月、七月、十一月の年三回
支給制限
区市町村民税を年七千円以上
課税されているとき、また、
生活保護を受けているときは
支給が受けられません。
手続きは、書類作成上、時
間がかかりますので、お早め
に福祉課児童係においでくだ
さい。

離乳食実習会開く

生後四か月ころになると母
乳だけでは赤ちゃんの栄養が
足りなくなりますので順を
追って離乳食をあげるよう実
習会に参加して勉強しまし
う。

日時 五月二十六日(月)
午後一時
場所 狛江町集会所
持参するもの 母子健康手
帳

詳しいことは住民課へお問
い合わせください。

町道の舗装率が

六六・九パーセントに

道路の舗装については町民
のかたから多くの要望があり
ます。

しかしグラフで示すように
新設舗装は昨年度末と比較し
ますと延長で四千八百六十二
メートルの伸びがあります。
面積では三万三千八百平方メ
ートルとなっています。

このほかに破損道路の修理
在来舗装道の被覆舗装は七千
五百平方メートルに達し、こ
れに伴う付帯工事として下水
溝の設置、排水管の伏設など
道路の維持改良に特に力をそ
そいでいます。

町道の舗装状況

延長82,808.75m	舗装延長45,045m
54.5%	残45.6%
面積334,207.6m	舗装面積223,694m
66.93%	残33.07%

公共下水道のあらまし

近代都市に欠かすことのできない下水道は、その都市の発展を示すバロメー
ターともいわれています。
産業経済などの発展に比べて下水道のおくれは目だっていますが、これは狛江
町だけの問題ではなく、全国的な問題ともなっています。
町民の声を聞く会あるいは町長に皆さんから寄せられる要望のほとんどは、
道路と下水道の問題です。そこで下水道のしくみやあらましのべてみます。

なぜ下水道は

必要か

ここ数年来、狛江町は東京
のベッドタウンとして急激に
人口が増加し、市街化してき
ました。これに伴い工場や商
店、各家庭などから排出され
る汚水量もたいへんふえ、そ
のうえ道路舗装の普及、家屋
の密集により雨水もだんだん
に地下に吸い込まなくなっ
てきました。

都市下水路とは

都市下水路は、昭和三十九
年以來、和泉幹線、六郷幹線
(公共下水道に切り替える計
画のもの)で実施
していた事業で
す。本来、都市下
水路は雨水の処理
だけのもので、台
所の水洗い、洗た
く水、風呂などの
雑排水は直接流す
ことはできないも
のです。

公共下水道

とは

下水道は各家庭から出され
る汚水などを土管やコンクリ
ート管でつないで、ただ単に
川へ流すだけでは完全とはい
えません。

下水道は、汚水を一か所に
集めそれを衛生的に処理する
とともに雨水などもいっしょ
に排除できるものでなくては
なりません。このためには、
大規模な処理施設と高度な技
術が必要です。しかも町の将
来をじゅうぶん見通したうえ
に、これは規模や構造に要件

下水道は多くの経費と
高度の技術が必要

下水道の効用

町内に下水道施設ができ
ると、つぎのような効用
があります。

一、汚水の
衛生的な処理

下水道は、家庭や工
場、学校、商店などか
らの汚水をすみやかに
処理し、カやハエなど
の発生を防ぎ、伝染病
の予防になります。

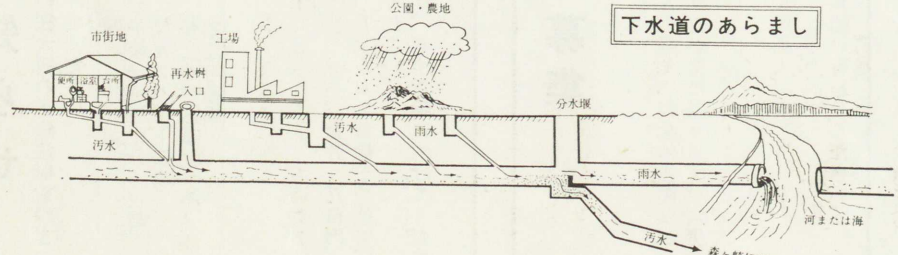
二、水洗便所の
使用が可能

くみ取りなどのわず
らわしさから解放さ
れ、衛生的になりま
す。

三、雨水などによるため
水の解消

降雨による水たまりがな
く、低地帯における雨水の
浸水を防ぐとともに、土地の
有効的な利用ができ、道路の
保全におおいに役立ちま
す。

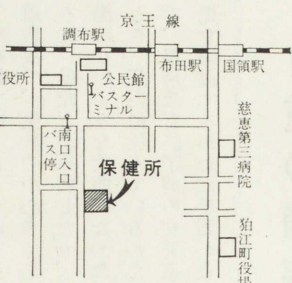
四、川や用水路はきれいに



5												月					
31	30	29	28	27	23	22	21	20	19	15	10	9	8	7	6	日	
土	金	木	水	火	金	木	水	火	月	木	土	金	木	水	火	曜	
日本 脳炎 第二回					日本 脳炎 第一回					生ワク(整理)	生ワクチン					種	
第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	狛江集会所	狛江集会所	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	会	
午後 二時四十分					午後 一時三十分					午後 一時三十分					二時四十分		場
(ただし希望者のみ)					生後六か月以上 一般住民					昭和四十三年八月一日から昭和四十 四年一月三十一日までの出生者 二回目 昭和四十三年二月一日から同年七月三 十一日までの出生者							時
																間	
																対	
																象	
																者	



新設された武蔵調布保健所



武蔵調布保健所が開設
きょうから業務はじまる

狛江町を管轄する保健所が調布市に開設され、今までより住民の皆さんが利用するのに便利になりました。

四月中は、府中保健所内の仮事務所まで勤務していましたが、このほど新庁舎が完成しましたので、きょうから全面的に業務が開始されます。

保健所の概要はつぎのとおりです。

一、名称 東京都武蔵調布保健所

二、所在地 調布市上布田町二四ノ一番地

三、管轄区域 調布市、狛江町

四、電話 〇三六四二二二三

五、交通 〇京王線調布駅南口下車徒歩約十分

今月行なう予防接種はつぎのとおりです。対象者と夫終了は必ず受けてください。

【注意】

一、接種当日は安静にし、激しい運動や入浴は避けてください。

二、局所反応として、接種箇所が赤くはれたり、痛みがでることがあります。また二三日は三十九度前後の発熱がありますが、特別の処置をしなくても自然になおります。

三、予防接種会場には、車の乗り入れはできませんから自動車で行くことは避けてください。

日本脳炎

日本脳炎は「カ」によって媒介され、夏の間猛威をふる

【注意】

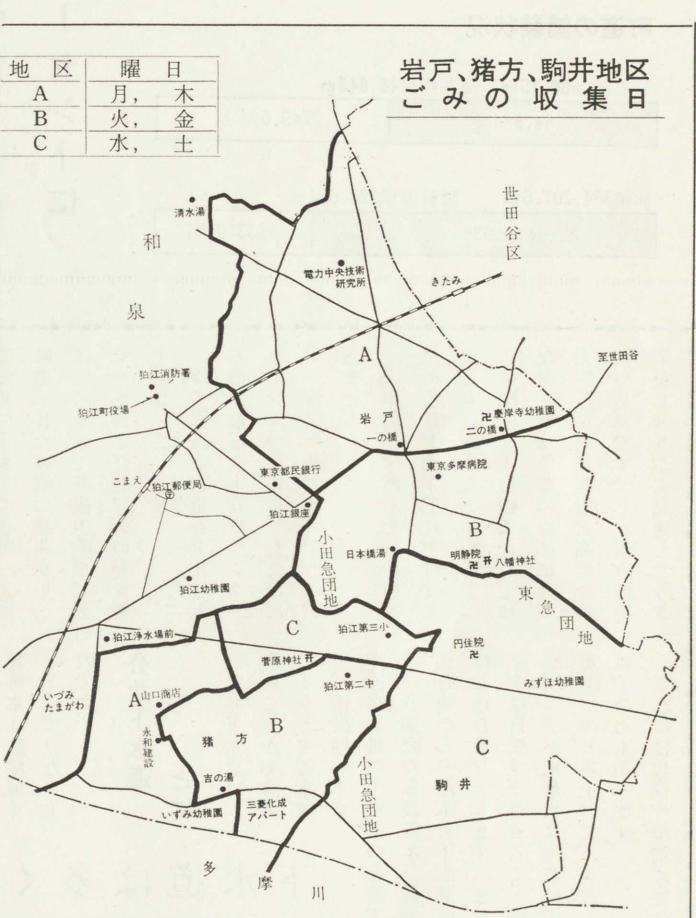
一、乳幼児、小学校四年、中学校二年生は無料、そのほかのかたは有料です。

料金は一回百五十円です。

〇京王線調布駅南口行きバス調布駅南口入口下車徒歩約六分

なお、三歳児検診(昭和四十一年三月生れ)と四か月児検診(昭和四十四年一月生れ)

が五月中に実施されます。該当者には通知が送られますが、該当者が漏れたかたがありましたら電話でお問い合わせのうえお出かけください。



い、死亡率が高く、辛い命をとりとめても精神障害、身体障害の後遺症が残る恐ろしい伝染病です。

一、初回免疫

(この予防接種を初めて受けるかた)

六か月一歳

〇、五cc 二回式

一歳以上一、〇cc二回式

二、追加免疫

初回免疫を受けた翌年一回受け、その後四年目ごとに一回(ただし、小学校入学前のお子さんは毎年一回追加を受けてください)

一、〇cc一回式

【注意】

一、可燃物は、今回から一回地区ごとに曜日を定め戸別収集を行なっています。

ビン、カン、セトモノ、鉄くずなどの不燃物は、収集当日に木箱などようぶな容器に入れて朝のうちにだしててください。

不燃物の中には台所のごみなど燃えるごみがいっている場合があります。回収しません。

危険物入れは廃止

従来の危険物入れは、撤去いたしました。撤去あとには絶対にゴミを捨てないでください。また捨てたかたは、不法投棄として処罰されます。

ごみの収集日変わる

五月一日から岩戸、猪方、駒井地区は別図のように収集曜日が変わります。また変更に伴い収集時間も大幅に変わりますので、当分の間ご迷惑をおかけしますが早めに出してください。

今月の相談

■法律相談

日時 五月八日(木)

場所 役場

担当 人権擁護委員 本領信次郎氏

■行政苦情相談

日時 五月十六日(金)

場所 役場

担当 行政苦情相談員 吉原 隆次氏

■人権の上相談

日時 五月十五日(木)

午後一時～四時

場所 持参するもの 母子健康手帳 その他ミルク、おむつ など

■資産税相談

贈与税、相続税および土地家屋などの譲渡に
対する所得税などについてお知りになりたいかたは、税務
署から相談官が役場へ出張してきますのでお気軽にご利用
ください。なお相談日は毎月第一木曜日の午前十時から午
後五時までとなっています。今月は一に行ないます。

臨時職員募集

募集人員 三名

資格 国民年金保険料徴収員
資格三十五歳から五十歳までの身体強健なかた
ただし自転車にのれるかたに限りません。(男女
を問いません)

提出書類 履歴書(写真添付)
身元保証人の証明(保証人二名)

応募期間 五月十五日まで

詳しいことは収納課料金係へお問い合わせください。

狂犬病予防注射のお知らせ

昭和四十四年度の登録と春の狂犬病の予防注射をつぎのとおり行ないますので必ず受けてください。

月	日	場所	時間
5	13	水戸公民館	午前八時～十一時
12	12	三友アパート広場	午後一時三十分～三時
13	12	第二小学校横第一取水所	午後三時～五時
14	12	水戸公民館	午後六時～八時

一、登録手数料 三百円

二、注射手数料 百七十円

三、注射済交付手数料 三十円

合計 五百円

〇注射当日は、犬を清潔にし、じょうぶな首輪をつけて、おとなのかたがつれてきてください。

〇交付された鑑札と注射済票は、必ず首輪につけてください。